

設置根拠・関係法令等

○ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第 43 条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

○ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）

（都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第 51 条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要な事項を調査審議する。

3 第 1 項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

○ 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）

（審議会その他の合議制の機関への諮問）

第 32 条 都道府県知事は、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項（第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）、第 9 条（第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）、第 11 条第 1 項又は第 12 条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

○ 広島県環境審議会条例（平成6年広島県条例第22号）

（趣旨）

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定に基づき、広島県環境審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

（組織）

第2条 審議会は、委員32人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 国の関係行政機関の職員
- 三 県議会の議員
- 四 県又は市町の職員

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（専門調査委員）

第4条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査委員を置くことができる。

2 専門調査委員は、審議会が推薦した者について知事が任命する。

3 専門調査委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門調査委員は、非常勤とする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 審議会は、必要に応じ、その所掌事務について、部門別又は地域別に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

6 審議会は、その決議により、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、環境県民局において処理する。

（雑則）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○ 広島県環境審議会運営要綱

(総則)

第1条 広島県環境審議会（以下「審議会」という。）及び部会の運営については、広島県環境審議会条例（平成6年7月6日広島県条例第22号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(部会の設置)

第2条 審議会に、生活環境部会、自然環境部会及び温泉部会を置く。

2 部会の所掌事務は、別表の定めるところによる。

(諮問の付議)

第3条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を部会に付議することができる。

(部会の会議)

第4条 部会の会議は、部会長が召集し、部会長が議長となる。

2 部会の会議は、部会に属する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 部会の会議の議事は、出席した部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(代理出席)

第5条 次に掲げる委員は、あらかじめ会長又は部会長の承認を得て、当該委員の所属する機関又は団体の他の職員を代理人として、審議会又は部会の会議に出席させることができる。

(1) 国の関係行政機関の職員

(2) 市町村長

(3) その他会長又は部会長が必要と認める者

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とする。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(総会での審議事項)

第7条 総会での審議事項については、次のとおりとする。

(1) 共通的事項

(2) 部会の報告事項等

(3) その他会長が必要と認める事項

(委員以外の者の意見の聴取等)

第8条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、議事事項について意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(総会又は部会の会議の特例)

第9条 会長又は部会長は、災害等やむを得ない場合又は軽微な場合であり、総会又は部会の開催が困難であると認めるときは、議事事項についてあらかじめ書面等により所属する各委員の賛否を確認し、全委員の同意をもって議決に代えることができる。

2 前項の規定により賛否の確認結果をもって議決に代えた場合には、会長又は部会長は、その結果について議事録を作成し、原則として公開するものとする。

(審議会又は部会の公開)

第10条 審議会又は部会の開催は、原則として公開するものとする。ただし、会長又は部会長は、会議の公正又は円滑な運営が損なわれるおそれがあると認められるときは、会議の開催に際し公開の制限その他の必要な措置を講じることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に必要な事項は、会長又は部会長が審議会に諮って定める。

別 表

○ 生活環境部会の所掌事項

- (1) 大気汚染に係る指定ばい煙総量削減及び燃料使用基準に関すること。
- (2) 騒音に係る環境基準の類型指定、規制地域及び規制基準に関すること。
- (3) 振動に係る環境基準の類型指定、規制地域及び規制基準に関すること。
- (4) 悪臭に係る規制地域及び規制基準に関すること。
- (5) 広島県生活環境の保全等に関する条例（大気・水質関係）に係る規制基準に関すること。
- (6) 水質に係る上乗せ排水基準に関すること。
- (7) 公共用水域等の測定計画の作成に関すること。
- (8) 水質環境基準の水域類型のあてはめに関すること。
- (9) 水質総量削減計画の策定及び基準の設定に関すること。
- (10) 生活排水対策重点地域の指定に関すること。
- (11) 指定湖沼の指定の申出等及び水質保全のための規制基準の設定に関すること。
- (12) 湖沼水質保全計画の策定に関すること。
- (13) 特定水道水源法に基づく指定水域の指定に関すること。
- (14) 水道水源法に基づく特定排出基準等及び水質保全計画の策定に関すること。
- (15) 化学物質による環境汚染防止に関すること。
- (16) 土壤汚染防止に関すること。
- (17) 公害防止事業費事業者負担に関すること。
- (18) 廃棄物処理計画の策定及び変更に関すること。
- (19) その他環境保全行政（自然環境及び温泉部会の所掌を除く）に関すること。

○ 自然環境部会の所掌事項

- (1) 鳥獣保護事業計画の樹立に関すること。
- (2) 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関すること。
- (3) 鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定に関すること。
- (4) 国定公園の公園計画及び公園事業の決定、廃止及び変更に関すること。
- (5) 県立自然公園の指定、指定の解除及び区域の変更に関すること。
- (6) 県立自然公園の公園計画及び公園事業の決定、廃止及び変更に関すること。
- (7) その他自然保护行政に関すること。
- (8) 県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然海浜保全地区の指定、指定の解除及び区域の変更に関すること。
- (9) 県自然環境保全地域、緑地環境保全地域の保護計画の決定、変更、廃止に関すること。

○ 温泉部会の所掌事項

- (1) 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可・不許可の処分並びに許可の取り消し・公益上必要な措置命令の処分に関すること。
- (2) 温泉採取の制限の処分に関すること。
- (3) その他温泉行政に関すること。